

研究成果等提供規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利法人最終処分場技術システム研究協会(以下、「NPO・LSA」という。)の研究成果等を、会員及び会員外の者の求めに応じて提供する場合について規定するものである。

(研究成果等)

第2条 研究成果等とは、研究展開委員会の各分科会、タスクフォース等で作成した研究成果報告書、NPO活動の趣旨に合致したとして実施した共同研究の成果、講習会・セミナー等で配布した資料のうち、LSAが著作権を有する資料をいう。ただし、受託研究の成果及び受託した機能検査の報告書を除く。

(規則の改廃)

第3条 この規則を改廃しようとするときは、研究展開委員会が起案し、理事会の承認を得て行う。

第2章 研究発表会等における研究成果等の提供

(研究発表会等)

第4条 研究発表会等とは、各年度の研究成果発表会、NPO・LSAが企画実施した講習会やセミナー等をいう。

(研究発表会等当日における研究成果等の提供)

第5条 研究発表会等に参加した者には、印刷物については実費で配布する。ただし、式次第等数枚程度のレジュメは除く。ホームページに掲載した電子データについては無償でダウンロードできる手段を提供する。実費については、配布の都度、普及・啓発委員会で決定する。

第3章 会員の求めに応じた研究成果等の提供

(研究成果等の提供手続き)

第6条 会員が、研究発表会等当日以外に研究成果等の提供を求める場合は、eメール、ファックス等で、①氏名、②所属先、③所属先住所、④電話番号、⑤ファックス番号、⑥メールアドレス、⑦提供を依頼する資料の内容、⑧研究成果等の使用目的を明記して事務局に申し出る。

(提供の決定)

第7条 会員の研究成果等の請求については、原則として応じるものとするが、印刷物については在庫がある場合に限る。また、著作権上支障があると研究展開委員会(必要に応じて普及・啓発委員会を含む)が判断した場合は、著作権上支障がある部分を削除する場合もある。

(提供に要する費用)

第8条 会員に対する研究成果等の提供は、印刷物等については研究発表会等当日の頒布

金額に郵送代を加算した金額とする。電子データについては、ホームページ上からのダウンロード、eメールでの提供とし、無償とする。

第4章 会員外の求めに応じた研究成果等の提供

(研究成果等の提供手続き)

第9条 会員外の者が、研究発表会等当日以外に研究成果等の提供を求める場合は、eメール、ファックス等で、①氏名、②所属先、③所属先住所、④電話番号、⑤ファックス番号、⑥メールアドレス、⑦提供を依頼する資料の内容、⑧研究成果等の使用目的を明記して事務局に申し出る。

(提供の決定)

第10条 会員外からの研究成果等の請求については、研究展開委員会(必要に応じて普及・啓発委員会を含む)が、その使用目的がNPOの趣旨に合致していることを判断して決定する。印刷物については在庫がある場合に限る。また、著作権上支障があると研究展開委員会(必要に応じて普及・啓発委員会を含む)が判断した場合は、著作権上支障がある部分の削除や提供を拒否する場合もある。

(提供に要する費用)

第11条 会員外に対する研究成果等の提供は、印刷物等については研究発表会等当日の頒布金額に郵送代を加算した金額とする。電子データについては、CD等による郵送配布とし、研究発表会等当日の頒布金額に郵送代を加算した金額とする。

付 則

この要領は、令和5年3月16日より実施する。

改訂履歴
令和5年3月16日制定